

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成26年5月21日)

- 鳥取県警察大山遭難広域救助隊指名式及び訓練の実施について 1
(生活安全部地域課)
- 改正道路交通法の施行に伴う運転適性相談等について 2
(交通部運転免許課)

警 察 本 部

鳥取県警察大山遭難広域救助隊指名式及び訓練の実施について

平成26年5月21日
警察本部
(生活安全部地域課)

平成26年4月、鳥取県警察大山遭難広域救助隊の新隊員に指名書を交付し、遭難発生時に迅速、的確な対応を行うための基本訓練を実施したので、下記のとおり報告する。

記

1 指名式

(1) 日時、場所

平成26年4月22日(火) 午前10時30分から午前11時までの間
八橋警察署大会議室

(2) 出席者

- 生活安全部長
- 八橋警察署長
- 鳥取県警察大山遭難広域救助隊長
(生活安全部地域課長) 以下29人

(3) 内容

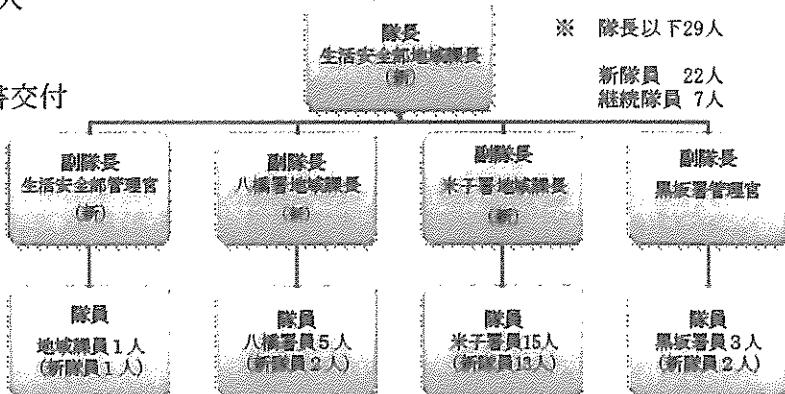
- 新隊員指名書交付
- 山岳遭難救助技能指導員指定書交付
- 生活安全部長訓示
- 決意表明(隊長)

2 編成

隊長以下29人(新規22人)

- 隊長(生活安全部地域課長)
- 副隊長4人
- 隊員24人

鳥取県警察大山遭難広域救助隊組織表



3 訓練

(1) 日時、場所

4月22日(火)
午前11時から午後3時までの間
八橋警察署大会議室

(2) 内容

- 大山山系の特徴、登山ルートに関する座学
- 装備品の装着、ロープ結索訓練
- 搬送用具の取扱い要領、搬送訓練
- 無線機器取扱い要領

4 大山山系山岳遭難発生状況(過去3年)

年別	発生件数 (件)	事故者数 (人)	内訳(人)					
			死	亡	重傷	軽傷	けがなし	行方不明
H25	19	19	2		5	9	3	0
H24	17	20	2		4	9	5	0
H23	7	13	0		4	2	7	0
H26(1~3月)	4	6	3		0	1	2	0



指名式実施状況



訓練実施状況

改正道路交通法の施行に伴う運転適性相談等について

平成26年5月21日
警 察 本 部
(交通部運転免許課)

改正道路交通法の施行に伴う運転適性相談等について、下記のとおり報告する。

記

1 法改正の趣旨

平成23年4月に栃木県鹿沼市内で、意識障害を伴う発作を起こし多数の死傷者を伴う交通事故が発生する等したため、一定の病気等による事故の防止を目的として運転者対策に関する規定が整備されたもの

2 施行日

平成26年6月1日（日）

3 改正法の内容

(1) 運転免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定

○ 公安委員会は、運転免許の取得・更新をしようとする者に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための質問票を交付することができる。

○ 公安委員会は、既に運転免許を受けている者等が一定の病気等であるか調査する必要があるときは、必要な報告を求めることができる。

(2) 一定の病気等に該当する者を診察した医師による診断結果の届出に関する規定

医師は、診察した者が一定の病気等に該当すると認知したときは、診察結果を公安委員会に届け出ができるとともに、公安委員会に対象患者の運転免許の保有状況について照会することができる。

(3) 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する運転免許の効力の停止に関する規定

公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる者が交通事故を起こした場合で臨時適性検査をする場合、その者の運転免許を3か月を超えない範囲で期間を定めて暫定的に停止することができる。

(4) 一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消された場合における運転免許の再取得に係る試験の一部免除等に関する規定

一定の病気に該当すること等を理由に運転免許を取り消された場合、取消しから3年以内に医師の診断により再取得が可能になれば、適性試験のみで再取得できる。

4 運転適性相談及び病気による運転免許の停止・取消し状況（件数）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
運転適性相談	273	303	315	344	514	168
停止	2	5	6	9	16	6
取消し	7	6	6	23	18	6

※ 運転適性相談とは、一定の病気又は身体の障害がある場合に運転免許の取得・更新・運転継続の可否について相談をする制度

※ 平成26年は4月末現在のもので、昨年同期に比べて相談受理件数が2件増加し、停止件数が3件増加している（取消件数は同数）。

5 平成25年中の運転適性相談の内容及び行政処分の理由

(1) 運転適性相談の内容（514件の内訳）

最も多いのは脳出血等（148件28.8%）で、続いて、てんかん（129件25.1%）、統合失調症（49件9.5%）となっている。

(2) 停止・取消しの理由（停止16件及び取消し18件の内訳）

停止の理由で最も多いのは脳出血等（6件37.5%）で、取消しの理由で最も多いのは認知症とてんかん（いずれも7件38.9%）となっている。